

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高取町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年九月十五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（地籍図根三角測量）

二 測量の地域 高市郡高取町大字丹生谷の一部

三 測量の期間 令和八年九月二十日から令和九年三月三十日まで